

○議 事 日 程（第 2 号）

平成30年 3 月 19 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第15号 指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第16号 関ヶ原町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について
- 日程第 5 議案第17号 関ヶ原町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第18号 関ヶ原町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第19号 関ヶ原町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第20号 関ヶ原町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第21号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第22号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第23号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第24号 関ヶ原町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第25号 関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第26号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第27号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第28号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第29号 関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第30号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第31号 関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第32号 関ヶ原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例について

- 日程第21 議案第33号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第34号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第35号 関ヶ原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第36号 関ヶ原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第37号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第38号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第27 議案第39号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第28 議案第40号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第29 議案第41号 平成30年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第30 議案第42号 平成30年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第43号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第32 議案第44号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 日程第33 議案第45号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第46号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第35 議案第47号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第36 議案第48号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第37 議案第49号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第50号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計予算
- 日程第39 町議第1号 関ヶ原町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第39まで

（追加日程）

追加日程第1 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（9名）

1番 谷口輝男君

2番 室義光君

3番 子安健司君

4番 松井正樹君

5番 田中由紀子君
7番 澤居久文君
9番 川瀬方彦君

6番 中川武子君
8番 楠達男君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	柴田安寛君
教育長	中川敏之君	監理官兼 企画政策課長	吉田和司君
会計管理者 兼税務課長	藤田栄博君	総務課長	澤頭義幸君
地域振興課長	高木久之郎君	住民課長	三宅芳浩君
健康増進課長	澤孝一君	産業建設課長	西村克郎君
水道環境課長	兒玉勝宏君	診療所事務局長	小林好一君
教育課長	岩田英明君	西消防署長	山本喜嗣君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	吉森明博	書記	中尾浩一
書記	岡村加奈子		

開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番 室義光君、4番 松井正樹君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（子安健司君） 日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許します。

9番 川瀬方彦君。

[9番 川瀬方彦君 一般質問]

○9番（川瀬方彦君） 議長のお許しをいただきましたので、私は、超高齢社会に対応する体制整備について質問をさせていただきます。

関ヶ原町における問題の中に少子・高齢化があります。高齢化が進むことにより、社会保障費の負担が非常に大きくなってきています。国（厚労省）は、新年度より医療報酬の改定並びに介護報酬の改定が進められます。この中には、在宅医療・みとり推進、さらに医療・介護の連携強化が示されています。認知症や介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らせるためのまちづくりを進めなければなりません。2015年度国勢調査結果による高齢化率は、岐阜県は27.6%、関ヶ原町は36.2%で、直近の平成30年2月28日現在37.7%であります。今後、2025年問題と言われる団塊の世代の方々が75歳を迎えられます。このことから、医療・介護、生活支援、予防などの必要なサービスが受けられるためにも、地域包括ケアシステムが大変重要になります。しっかりとした体制整備を今から考えなければなりません。高齢社会を支えるためにも、特に関ヶ原町国保保健福祉総合施設やすらぎの運営や事業内容は重要であります。事業で町民の方々をサポートされています。地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進を図り、その結果、包括的な相談支援体制が求められます。中でも、医療・介護・福祉の連携が必要不可欠です。そこで、次の4点について伺います。

1. 関ヶ原町地域ケア会議を行い、どのような地域の課題点や改善点が話し合われたのかを伺います。

2. ケア会議を通じて、これからの支援体制をどのように考えているのかを伺います。
3. 介護報酬改定により、平成30年度の介護サービス事業の運営方法はどのようにされるのか伺います。
4. 平成30年度より施行される関ヶ原町総合計画の中にも掲げられている高齢者施策について、どのように考えてみえるのか伺います。お願いします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、4点について御質問でございますが、地域ケア会議での課題点や改善点、また支援体制及び平成30年度の介護サービス事業の運営方法につきましては、後ほど、健康増進課長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、4点目の高齢者施策について御答弁をさせていただきます。

高齢者の方々につきましては、元気な人やそうでない人、少し支援が必要な人やかなり支援が必要な人、またとても自宅では過ごすことは難しい人など、いろいろな状態の方がいらっしゃいます。それらの方々には、その状態に合った施策が必要だというふうに思っております。現在も、おのおの体の状態を維持する、また改善する、もしくは生活を支援する目的で各種の事業を行っているところでございます。今後も、高齢者の方々が生きがいづくりや社会参加、そして保健、福祉サービスの充実や認知症対策等を図るため、これらの事業を継続するとともに、あわせて事業内容の見直しや新規に有効な事業を計画していく必要があると思っております。

そのような中で、関ヶ原病院の縮小による入院の受け入れ体制の変化等により、在宅での対応の必要性がふえてきており、関ヶ原診療所におきましては、既に訪問診療に力を入れていただいているところでございますし、訪問看護等のサービスも対応しておりますが、議員も指摘されておりますいわゆる2025年問題により、ますます在宅での看護及び介護が必要になってくるものと思われまます。関ヶ原診療所とやすらぎの介護サービス事業や包括支援センターの各種事業や関係各機関との連携を進め、関ヶ原町の高齢者の方々に安心して在宅で過ごしていただけるようにしていく必要があるように感じております。今後、これらの連携の体制づくりについて、順次検討を進めていきたいと考えております。介護体制はもちろんでございますが、全ての高齢者が元気で生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせるまちづくり、環境づくりが重要であり、これらについても努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（子安健司君） 澤健康増進課長。

○健康増進課長（澤 孝一君） おはようございます。

それでは、まず1番の関ヶ原町地域ケア会議を行い、どのような地域の問題点や改善点が話し合われたのかについてお答えいたします。

関ヶ原町地域ケア会議では、民生委員、介護サービス提供機関、社会福祉協議会、医療機関代表者、学識経験者、介護支援専門員、保健・福祉・介護担当等の行政機関など、オブザーバーを含め計19名で、介護及び介護予防に関して各種協議を行っており、平成29年度においては計4回実施しており、主にケース検討、研究会報告について協議いたしたところでございます。

ケース検討では、認知症により徘徊のおそれがある方のケース、親族の支援が困難な方のケース、家屋の老朽化が著しいケース、本来は介護サービスの利用が望ましいが、利用につながらないケースなどの支援困難なケースを情報共有し、各委員が関係する部署でどんなかかわりが持てるか、今後望ましい支援の方向性を検討しました。すぐにケースの問題を解決することは難しいですが、各委員で情報共有し、対応方法を検討することが大切だと考えています。また、平成27年度から、各委員が業務、地域でかかわる中で、高齢者が関ヶ原町で生活しづらいと感じること、生活しやすくなる支援の方法などの話し合いを行い、平成28年度において、関ヶ原町の課題をまとめ、買い物問題や移動手段の確保、生活支援の仕組みづくり等、優先順位をつけたところであります。

地域ケア会議にてまとめた地域の課題をもとに、平成29年2月から、研究会として課題の解決につながりそうな関係者の方に集まっていただき、まず課題の優先順位の1番に上がっている買い物問題が話題となり、情報交換を行いました。課題に沿って、商工会など関係のある団体に声をかけて話し合いを進め、研究会とケア会議で情報交換しながら、最終的には高齢者支援の仕組みづくりにつなげていくために、まずは関係者が顔を合わせ、現状を把握し、今ある資源を整理して、見える化をリスト作成し、公表していけたらと考えております。

続きまして、2番目の地域ケア会議を通じて、これからの支援体制をどのように考えられているのかについてお答えいたします。

地域ケア会議で多職種共同により個別事例の検討等を行い、個別の認知症や支援困難な事例を集積し、社会資源の発掘や共有、連携を推進し、関係機関との地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握などを推進していきます。支援困難なケースは、将来的に施設入所の対象となる方が多く、当会議の委員でもあります施設の方に情報共有をしていることでスムーズな対応ができています。また、今後、同様なケースがあった場合の対応につなげることができます。

今後、在宅介護支援センターでは、内部でのケース検討及び他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研究会などの実施も考えております。また、地域ケア会議で洗い出した関ヶ原町の高齢者を取り巻く地域の課題に対して、優先順位順に検討していき、高齢者の方に少しでも安心して暮らせるように住みやすい町を目指し、在宅介護等の関係機関、社

会福祉協議会、商工会、シルバー人材センターなどと連携を図り、課題解決に向けた取り組みや活動を進めていきたいと考えております。

続きまして、3番の介護報酬改定により、平成30年度の介護サービス事業の運営方法はどのようにされるのかについてお答えいたします。

今回の報酬改定ですが、訪問介護では、訪問介護事業所の経営実態を踏まえた上で、身体介護に重点を置くなど、身体介護、生活介護の報酬にメリハリをつける改正、指定訪問看護ステーションでは24時間対応体制、緊急時訪問を評価されること、要支援者と要介護者に対する訪問介護については、両者のサービスの提供内容などを踏まえ、基本サービス費に一定の差を設けることとする診療体系の見直し、通所介護、デイサービスでは、現在2時間ごとの設定としておりますが、事業所のサービス提供時間の実態を踏まえて、基本報酬のサービス提供時間を1時間ごとにするなど見直しがされました。

直結する問題として、関ヶ原町デイサービスの提供時間は、原則10時から15時半の5.5時間の体制でございます。現状の提供時間では、5時間以上6時間未満の所定単位の算定となり、直近の1年間の利用者数で試算いたしますと、1日3,030円、年額で74万5,000円の減額となります。現行の単位数を維持するには、6時間以上7時間未満での体制が必要となり、1日30分以上の提供時間の増が必要となります。利用者数は、今年度10月より増加傾向にあり、職員の配置及びサービス内容の見直しなど、体制の整備を行うには4月当初からの対応が難しく、平成30年度当初は現状の提供時間体制で行い、今後、利用者の方の要望や御意見をお聞きし、リハビリ提供など、利用者の方に即したサービスを検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔9番議員挙手〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 今、答弁の中にありましたケア会議の話なんですけど、1番、2番の話なんですけど、結果的に話し合われた問題点が買い物問題等を第1優先にしなければいけない、これは理解できます。ただ、その後、何かそれを解消するためにどうするのかというのは、当然考えなければならないことだと私は思います。地域包括ケアシステムというのは、あくまでも町全体として医療機関、介護サービス事業所、社協だけではなくて、先ほど言われたように、商工会の方とか、NPOとか、民間企業さんですとか、いろんな方との話し合いの中で、この町をどう盛り上げていくかというシステムがそもそもの地域包括ケアシステムなんです。これをきちっと構築していかないと、一つの事業所、一つの団体だけでカバーするというのは、非常に今難しくなっているからこそ、こういうシステムを各市町村で考えて運営をしてくださいというのが地域包括ケアシステムだと私は思っているんですけど、今話を聞いています

と、話はしたけれど、問題点はあったけれど、その後がつながってこない。だから、どうするんですかというところの問題点がわかっているんだったら、改善策まで検討をしていただきたいという部分が一つ。

それと、関ヶ原町でこういう御近所の見守り、支え合いでまちづくりを進めましょうというの、これパンフレットがありますよね。これをもっと皆さんに、いろんなどころへ出して、きちっと活用されてはいかがですか。今、私が言っていることは、ここに実を言うと全部書いてある。そのものずばりだと思います。

国の考え方というのは、先ほど来もあります在宅医療・在宅介護の方向に進んでいます。先般、医師会からも、在宅医療介護ガイドブックというのを全戸配付されているんですね。この中にも、医療・介護・福祉、行政の連携が求められているんですよ。1ページ目にその図が出ているんですね。医師会がなぜこういう部分をきちっと出されたのかというのは、やはり地域で見守りを進めながら守っていききたい、まちづくりを進めていききたいという部分で、これは不破郡医師会のほうから発行されているものがあります。特に、先ほど来から言っております報酬改定の話がありましたけど、この中で、リハビリに関しては、やはり医師並びに作業療法士との連携で、介護報酬の加点増加が見込まれる部分があります。こういうことをきちっと話し合いが行われていないということ自体が私がいかななものかと思います。やはり、もっと前に進めるためにも、基盤整備というところの構築をしていただかなければいけないと私は思います。

報酬改定の3番の部分で伺います。

介護サービス事業について、本年4月から改定をされます。介護給付費分科会発表、これが平成30年1月26日に発表されております。平成30年2月28日、やすらぎ運営委員会において、改定された場合の4月からの試算はしていますかというほかの委員からの問いに対し、試算をしていないという発言がありました。だから、あえてこの4月からの運営方式を伺ったわけでございます。先ほど来、デイサービスの中で、利用時間を5時間から7時間ということで今まで5.5時間で行っていた。これが今度1時間区切りになるので、5.5のままでいくと、改定後は5から6の枠に入ってしまうんですね。そうすると、報酬単価が下がるということが懸念されているということで、先ほど74万5,000円が減るだろうということがありましたが、これを6時間から7時間の枠に上げることによって、今までと同じ報酬体系に戻せるはずなんですね。当然、利用時間が30分ふえることによって、人件費などがどうなっていくのかというところで、今度、経費がふえるということも十分あり得る。さらには、昨年10月から利用者がふえているという現状があるわけですから、介護職員の方々のきちとした人材確保というのは非常に急務だと私は思っております。

改定後、さらにホームヘルパーで行われている生活介護、先ほども答弁の中にありましたけ

ど、報酬は下がります。本当に今までと同じでやっていくこの介護サービス事業というのは、あくまでも慈善団体ではないわけですから、きちっとした収支を明確にさせていただいて運営をしていただかなければならないと私は思っています。本当を言えば、今現在審議中である、ここに平成30年度の予算書があります。この中に本当は反映されていなきやいけないはずなんです。これは、予算審査特別委員会の中でも伺いましたけど、どういう経緯でこの数字を出したんですかと言ったら、今までの現状を鑑み、この数字で算定させていただきましたという課長からの報告がありました。

あえて言います。国のほうからの発表が30年の1月、ことしの1月でしたから、すぐにこれに反映できなかつたというのは理解できます。でも、試算をしないというのでは困りますので、もう少し詰めた試算をやはり行うべきだと私は思います。事業の安定運営を考えた上で、きちっとした試算を4月までにできるのか、5月までだとできるのか、いつまでだったらこの試算をして、どういう運営方法でやすらぎの介護サービス事業を行っていくのか、これをお伺いします。

通常、民間企業であれば、もう既に4月からのことですから、どういう事業内容にしようか、人の配置はどうするんだ、人件費はどうなるんだ、十分に検討されて、もう既に民間事業所さんは動いてみえます。町の直営だからやらなくていいというわけではないと私は思います。問題として、きちっとここで明確化しているわけですから、事業介護サービスの運営方法をいつまでに試算をして方向づけをするのか、それをお答えください。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

澤健康増進課長。

○健康増進課長（澤 孝一君） では、お答えいたします。

去るやすらぎ運営委員会において、その時点では試算をしておりませんでした。その後、デイサービスでは直近1年間の試算をしたところでございます。その結果、先ほども申し上げたように、1日3,030円の減という形の試算が見込めました。1日3,030円ということで、議員が御指摘されたように、人件費と経費を上回るのだろうと見込んでおります。その関係もありまして、今後、職員の配置を何とかうまく回せないかということを検討していくところであります。現在、そういう体制を長年やっておりますので、無駄な時間はないという形を考えておりますけど、そこでまた切り詰めて何かできないものかということを考えています。

あと、30分延長したことによって、サービス内容、ただ30分おるだけではどうなのかということではございますので、ここら辺に何かサービスの利用者の方に違ったものを提供できないかということは今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

訪問介護とか訪問看護についても、1カ月の試算ということをしておりまして、訪問介護では、身体介護中心で一月8,780円ぐらい、生活介護中心で5,880円の減になるだろうということ

で、一月で2,900円の増という形を見込んでおります。訪問看護の訪問看護ステーションにおいては、要支援者において一月9,630円、要介護者においてはプラス2,000円の改定、緊急時訪問加算等の改定におきまして1万3,260円で、若干のプラス改定を見込んでおります。デイサービスでは、10月に1人1日の利用者数がふえておりますので、それに伴う増益で何とか平成30年度当初は対応できたらと考えております。以上でございます。

○9番（川瀬方彦君） 答弁漏れで、地域で支え合うことの問題点の解決に向けてという部分で。

○議長（子安健司君） 澤健康増進課長。

○健康増進課長（澤 孝一君） 先ほどの地域ケア会議のほうの支援体制についてですけど、一応、地域ケア会議では、地域包括センター、または市町村が主催し、設置運営する行政職員を初め地域の関係者から構成される会議で、個別事例の検討課題を行う地域個別会議と、地域に必要な取り組みを明らかにして、施策を立案、提言する地域ケア推進会議を行うものでございます。

会議では、5つの機能を有しているところでございます。1つ目は、個別課題の解決、多職種が共同して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるというのが多いです。

2つ目は、地域包括支援ネットワークの構築を行うものでございます。高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高める地域包括支援ネットワークを構築するものでございます。

○9番（川瀬方彦君） そういう話を聞いているわけではなくて、問題点がわかったんだったら、どう解決策を求めていくのかということとどのように考えているのかというのを私は聞きたいんです。内容はいいんです。どうされますかということです。

○議長（子安健司君） 澤健康増進課長。

○健康増進課長（澤 孝一君） 先ほども申し上げたとおり、地域ケア会議で、洗い出した高齢者を取り巻く地域の課題に対して優先順位順に検討して行って、とりあえず今、直接サービス提供ができない状況でありますことから、それに向けた取り組み、今ある支援を整理して、見える化をして、リスト作成をし公表して、それが活用できたらと考えております。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 具体的な今やっていることは、前もお話ししたと思いますけれども、買い物非常に厳しい状況であるということから、いわゆる買い物支援サービスをどうするかということで現在取り組みを進めさせていただいております。その中で、よそのまちへバスで行くんじゃなしに、町内の買い物環境、これをもっと再構築できないかということで、商工会、また関係機関等を通じて、配達サービスであるとか、町内での買い物へ出向くような場所とい

ったことについての連絡調整、また参加していただける方を募集するといったことを今作業をやっているというふうに聞いておりますので、まず第1番に取り組んでいる課題としては、買い物支援サービスに取り組んでいると。その次には、これが大体完了したら、次の課題に向けて取り組みを進めるというふうに聞いておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（子安健司君） 再々質問を許します。

〔9番議員挙手〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 町を取り巻く問題点というのは数多くあると思います。今、出てきた買い物支援をどのようにするか、見守りをどうするのか、支え合い、いろいろなことでやはりこの町として、どのような形で町民の方々を安心して暮らしていただけるようにしていくのかというのは十分に今後も話し合いを続けていただいて、システムの構築ということに努めてください。これはお願いとして言っておきます。

さらに、現在、町内を見渡しますと、高齢者の方で一人で暮らしてみえる方、高齢者のみの御夫婦の方がお暮らしになられているという現状が関ヶ原町には多く見受けられるのではないかなと私はそう思っておるんですが、先ほど来、このデイサービスの件ですけど、年々利用者数は増加傾向にあります。サービス内容で、デイサービスの訪問看護、需要はこれからもますますふえていくことでしょう。その中で、やはり連携をとっていかなくてはならない。特に、関ヶ原診療所とやすらぎは、社会福祉協議会も踏まえた上で、連携を強固に持っていただきたいと思います。情報の共有化、どのようにして町民の方々をお守りするのかなど、話し合いは私が必要だと思っておりますので、月1回でも、もっと細かく言えば2週間に1度でも結構です。話し合いを進めていただきたいと思います。これもお願いとして言っておきます。

現在、デイサービスの、実を言いますと定員数があるんですね。この医師会が発行された中にも書いてあります。デイサービスセンターの定員数、28名です。このデイサービスを利用したい方が、定員がいっぱいだからデイサービスの利用ができないという現状が現在あります。順番を待ってみえる待機高齢者の方4名、現在利用しているんだけど、利用日数をふやしたいというふうに思ってみえる方3名、これは現場の声から上がってきています。さらには、デイサービスの利用を土曜、日曜、祝日の利用はできないのか考えてもらいたい。もし、この方々が利用できる、利用者本人も助かるでしょう。実を言いますと、その後ろに見える御家族の方、大変助かります。

平成30年度から始まる総合計画基本構想・基本計画、柱である将来像、「笑顔あふれ 活気みなぎる 古戦場のまち 関ヶ原」でうたっています。この町は、子供たちにとって、待機児童がまだ解消されていません。さらに、高齢者に対しても、待機老人が発生してしまっているという現状があるわけですよ。このことから、本当に笑顔あふれる、活気みなぎる古戦場の

町、関ヶ原と本当に言えるのかというところを今私は疑問に思っています。あくまでも、全て利用者目線で運営方法をきちっとどのようにするのか、この待機で今サービスを受けられない方々に対してどのようにフォローをしていくのか。私は、定員数の拡大、並びに土曜、日曜、祝日、どこかで利用が可能になるようなシステムに変えていかないことには、町民の方々が本当に安心して暮らせる町とは言えないのではないかと思いますので、済みません、町長のお考えを伺います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） システムの構築についてもお話しいただきました。確かに重要なことであろうというふうに思っておりますし、デイサービスの需要が多いということでの対応をどうするか。今現在、関ヶ原町においては、今のやすらぎの中のデイサービスと、それから今頃のほうにあるえりかの里という2カ所がございます。向こうは、施設の中でということで、長時間、また人数も多く利用されておるところでございます。それから、やすらぎのほうの施設においては、現在、御指摘のように28名の定員で、当日キャンセルという部分がありまして、二十四、五名が毎日利用をされている状況だというふうに聞いております。

その中で、あの定員枠を広げるのはどうですかということで考えますと、やはりスペースを広くしないとできないというのが現状でございます。そこについては、今、以前の関ヶ原病院の北病棟があいたということから、それを事務室部分を動かしながら拡大できないかということでの検討を始めようではないかという、まずその段階でございますので、できるだけ広げられるような体制に持っていきたいというふうに思っておりますし、それから、診療所の連携、これは、先ほども言いましたように、訪問看護等においては既に連携をもっと密にしないかんということで取り組みを始めさせていただいておるところでございますし、今後も診療所、やすらぎ、この連携の関係をもっと密にするということでの取り組みを来年度、組織的にも進めたいというふうに考えておるところでございます。それから、家族の方が大変だということでございますので、診療所において、レスパイト的に受け入れるということも可能であろうかというふうに考えておるところでございます。

いずれにしても、今、御指摘があった受け入れ体制、介護においても、それから子育てにおいても、いわゆるマンパワーの不足というのが一番切実な問題だろうというふうに思っております。何とか確保というものについては、処遇改善等も検討、財政的な問題がありますけれども、検討しながら改善を図っていききたいというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（子安健司君） これで9番 川瀬方彦君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 田中由紀子君。

〔5番 田中由紀子君 一般質問〕

○5番（田中由紀子君） それでは、一般質問をさせていただきます。

私は、保育園から小学校へ途切れのない子育て支援を、公共料金の安易な値上げは許されない、安心して働くために、臨時職員、非常勤職員の処遇改善を、この3点について質問をしたいと思います。

1番、保育園から小学校へ途切れのない子育て支援を。

新年度予算の積算資料によりますと、保育園入園予定の園児数で3歳児以降の各年児数と比較して、未満児数が一番多くなっています。共働きが当たり前の社会となっていることを再認識しました。安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりは社会の要請です。昨年4月から、留守家庭児童教室という名称から放課後児童クラブという名称に改め、それまで小学校3年生までが対象であったのが6年生にまで引き上げ、夏休みのみ預けられる制度へと大幅に拡充されました。保護者の方からは大変喜ばれています。先日、あるお母さんから御意見をいただきました。春休みのみ預ける条例がなく、小学校2年生と1年生の子供を留守番させるつもりだと話されました。私は大変心配して、必要であれば支援をする旨を伝えました。春休み、冬休みのみの教室も必要と思いますが、伺います。

保育園では、保育料が2人目半額、3人目は無料という子育て支援が行われています。小学校に入学した途端支援が途切れ、保護者の方はギャップを感じておられます。子育ては自立するまで継続しているにもかかわらず、行政が追いついていないと思います。若い世帯は収入が少ない上に、子育てにお金がかかるという苦しい現状があります。若い世帯に子育て支援として、放課後児童クラブの保育料を多子減免など支援する必要があるのではないのでしょうか、伺います。

2番、公共料金の安易な値上げは許されない。

関ヶ原町総合計画（案）が示されました。前期基本計画の行財政の自主財源の確保という項目に、受益者負担の原則に基づく使用料、手数料の見直しという文言が盛り込まれています。また、介護保険の第7期事業計画で介護保険料の値上げが提案されています。特に、水道料金、国民健康保険料、介護保険料などは第二の税金と言われ、生きていく上で強制力を持つものです。公共料金が値上げされれば、町民の生活を圧迫するものとして社会全体の問題となっています。

そもそも国民の生活は、ワーキングプア、下流老人、貧困女子、子供の貧困などの言葉がマスメディアをにぎわすように、今の日本はあらゆる年代、階層が失業や病気などで所得が減ればたちまち生活が行き詰まり、貧困に陥る危機、危険と隣り合わせで暮らしています。これらの事態は、労働法制の規則緩和による雇用破壊と賃金下落、年金、医療・介護など社会保障の連続改悪、中小企業や地場産業の切り捨てによる地域経済の荒廃など、政治の積み重ねによって引き起こされたものです。特に、安倍政権の5年間で働く人の実質賃金も減り、中間層の疲

弊と貧困の拡大はいよいよ深刻になっています。

そうした現状をよそに、関ヶ原古戦場ビジターセンターに52億円もの県税が使われ、それに追隨して歴史民俗資料館などの改築に億単位の予算が使われることは、余りにもギャップがあり過ぎると思います。地方自治体の仕事は、町民の命と暮らしを守ることが最大の任務です。町民が悲鳴を上げている現状をどのように認識しているのか伺います。安易に、受益者負担なる言葉を引用して、町民負担を強いることは間違っていると思います。公共料金の値上げについて、慎重に考えるべきではないでしょうか、見解を伺います。

3番、安心して働くために、臨時職員・非常勤職員の処遇改善を。

平成25年4月に施行された改正労働契約法によって、有期労働契約が通算5年を超えたときには、労働者の申し込みにより期間の定めのない無期限労働契約に転換しなければならなくなりました。ことしの4月以降に、労働者の申し込みが始まります。これは、いつ雇用が打ち切られるか不安という働き方を解消し、雇用を安定させるものです。自治体の臨時・非常勤職員は、この労働契約法から外され、今回の無期転換ルールの対象にはなっておりません。同じ労働者であるならば、改正労働契約法に準じて期間の定めのない処遇にするべきではないでしょうか、町長の見解を伺います。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職のほか、保育士、学童指導員、給食調理員、看護師など多岐にわたり、臨時・非常勤職員の労働なくして一日たりとも機能しない現状があります。昨今の保育士不足など、住民サービスに極めて影響を及ぼす現状も議会で取り上げられました。町の人材確保という点でも、賃金、給与面などの処遇改善が必要と思いますが、見解を伺います。以上、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） まず、保育園から小学校へ途切れない子育ての支援をとということでございますが、放課後児童クラブにつきましては、今年度から開設時間の延長や夏休みのみの受け入れを実施するなど、サービスを拡充してまいりました。今回の変更に当たっては、保護者の皆様からアンケートをとり、できる限り要望を反映させた改正となっておりますが、今回、御質問いただきました夏休み以外の長期休暇の開設につきましては、利用規模が少ない見込みであったこと、また支援員などの人材確保が困難なことを理由に、実施を見送りさせていただいたところでございます。春休みのみ、また冬休みのみとなりますと、この短期間で支援員確保が困難な状況であります。しかし、利用規模が多い状況であれば、短期における受け入れ体制の検討も必要かと思っておりますので、今後、現状を踏まえて検討していきたいと考えております。

次に、保育料の減免の関係でございますが、今回の改正に伴い、若干安く設定をいたしました。御指摘をいただきました多子減免については、今年度から県で第2子目以降の保育料を

減免した市町村に対して、2分の1を助成するという事業が始まりましたので、これらの活用もあわせて今後検討をしてみたいと思います。

次に、公共料金の安易な値上げは許されないということでございますが、総合計画に記載の受益者負担の原則に基づく使用料、手数料の見直しにつきましては、主として、町有施設の利用料金等を想定いたしております。受益者負担の原則とは、公共施設の維持管理費等の全てを公費で負担することは困難であるため、利用する人に応分の負担をお願いし、利用しない人との負担の公平性の確保を図ることであり、介護保険料、国民健康保険料とは性質的に違うものであると考えております。介護保険料、国民健康保険料は、利用するしないにかかわらず徴収されるものであり、所得条件により保険料も異なります。また、保険料は、それぞれの保険制度の円滑な運営のために必要な分を算定し賦課しておりますので、国民健康保険料につきましては毎年、介護保険料につきましては3年に1度見直しを行っているところであり、給付費等の減により保険料が下がる場合もありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、公共料金の値上げにつきましては、常に慎重に検討を重ねた上でやっているところでありまして、今後につきましても、急激な負担増とならないように、施設の維持管理費等の圧縮に努め、町民負担が過度にならないよう努めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

3点目の安心して働くためにでございますが、労働契約法の改正によりまして、無期雇用の転換につきましては、議員も御存じのとおり、労働契約法第22条におきまして、この法律は国家公務員及び地方公務員に適用しない旨が記載されております。しかし、御指摘のとおり、現在の臨時職員の方々のマンパワーが不可欠な状況でございますし、またフルタイムや短時間勤務など勤務形態が多岐にわたっておりますので、より意欲を持って取り組んでいただけるよう、近隣市町村の状況も踏まえながら検討していきたいと考えております。

次に、給与面のことでございますが、賃金、給与面で処遇改善についてでございますが、賃金においては、例年、各職種の担当課より最低賃金等の動向を注視しながら、状況を確認して賃金の決定をしているところでございます。特に、保育士につきましては不足しておりますので、フルタイム、長時間、短時間など、勤務条件に対して毎年賃金の見直しをさせていただき、人材の確保に努めておりますが、近隣市町村と比較いたしますと、まだまだ十分ではないと感じているところでございます。行政運営には必要な人材でございますので、引き続き、賃金、そしてまた勤務条件等を検討、改善を図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） まず1つ目に、放課後児童クラブの春休み、冬休みのみの利用についてです。

1つは、保護者にアンケートをとられて、希望者が少なかったということで見送ったというふうに言われました。しかし、多い少ないという問題ではなく、一人でもお見えになればやはり預かるというのが本来の考え方と申しますか、結局、そういう制度がなければ、先ほど最初の質問で御紹介いたしましたように、子供を本当にどうするかと、誰が面倒を見るかという話になってしまうので、そこは希望者が多い少ないということで判断されては困ると思うんですね。

それで、私も、夏休みのみとやるときに、指導員の確保ができるのかどうか大変心配をいたしました。後で伺ったんですが、利用希望者が少なかったということもあって、何とかあったというふうに聞いているんですが、その辺どのような状態だったのかを、去年の夏休みのみ預けられた方も含めて、夏休みの保育の状況はどうだったのかということ伺いたいのと、結局、春休みも、冬休みも通年預けてみえる方は預けられるということですよ。そういう意味では、定員に満たしていなければ、条例さえつくっていただければ、今回の例のような方は預けられると思うんですが、その辺を伺いたいと思います。

それから、多子減免という点では、県がそういう助成制度をつくるということですので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、公共料金についてですが、町有施設の利用料だというふうに言われました。しかし、その受益者負担という考え方は、考え方として住民を主権者としてではなく、何かお客さん、利益を受けるお客さんというふうな捉え方をしているところに最大の問題点があると思うんですね。民間であれば、そのサービスを買わなきゃ済むわけですけれども、やっぱり自治体というのは、例えばふれあいセンターだったら、ふれあいセンターを皆さんの税金で建てたわけですから、公平にふれあいセンターを利用していただくというのが本来の自治体のあり方だと思うんですね。なので、利用している人はお金を払えとか、そういうことじゃなくて、利用していない人も利用していただけるようにどうするかということを考えていくのが自治体の本来の仕事だと思うので、その辺の考え方がちょっと違うというふうに思うんですね。やはり公共料金というのは最低限に抑えていただくと。いわゆる今言いました、利用してもらうために、やっぱり利用しやすく低く抑えるという、私はそういう考え方が必要だというふうに思いますので、その辺を伺いたいと思います。

それから、職員の処遇についてですけれども、法改正があって、平成29年、去年ですね、3月7日に閣議決定されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案というのが5月11日に成立いたしました。この法律は、地方公共団体の臨時・非常勤職員について、特別職の任用と臨時的任用を厳格化する一方、これまでは任用に係る制度が不明瞭だった一般職の

非常勤職員について、新たに会計年度任用職員の規定を設けるものだというので、ことしか
らいろいろ条例をどうするかということ全国の自治体は考えなければならないというふう
になっておりますけれども、この会計年度任用職員というのは、つまり、一つの会計年度につ
いて雇用をしますよという職員だということなんですよ。今の臨時職員、非常勤職員の方
々をそこに全部押し込めてしまうというふうなことかと思うんですけれども、その意味で、
私は、やはり1年ごと、いつ首を切られるかわからないという状況、雇用不安があるとい
うのは本当につらいし、ましてや正職員の方と同じ仕事をしているにもかかわらず、給
料面では2分の1、3分の1という状況では余りにも情けないというふうに思います。
それで、私は、そういう不安定な雇い方ではなく、やはり通常の業務をしていただく
方は正規職員として雇わなければいけないんじゃないかというふうに思います。

それで、現在、職員定数は条例によれば182人、そのうち兼務が11人となっています
から、171人までは正規職員はふやせますよ。もちろん予算の関係もありますので、全
てそうとは言いませんけれども、そこまで定数が決められております。現在、正規職
員は何人いるのか伺いたいと思います。

それから、今回、臨時職員を3月15日付で募集されました。保育士さんは、8時半
から5時まで7時間以内ということで990円、それから4時間のパートで940円、時給
ですね、そういうふう募集がされておりました。垂井町も同じ時期に募集をかけて
みえます。垂井町の保育士ですけれども、時給で1,000円を基本に、シフト制に
加わればプラス50円、クラス担任をすればプラス200円、長時間保育にかかわれ
ば時給1,200円というふうになっております。垂井町と比べれば関ヶ原町は低い
という点で、やっぱり今、人材確保をするためには、こういう時給ももっと上げ
なければならないのではないかと思います、伺いたいと思います。以上です。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

岩田教育課長。

○教育課長（岩田英明君） 放課後児童クラブの昨年の夏の状況でございますが、通常
の利用が大体30人程度で推移しておりました。夏休みのみの利用が11名の申し込み
がありまして、40名程度ということで運営をいたしました。通常ですと、支援員5
名体制で行っております。夏休みにつきましては、通常の放課後だけではなく、朝
からの営業になりますので2班体制になります。ということは、支援員が最低でも
倍必要ということで、昨年の夏は、学校の支援員、アシスタントの方では足らな
かったので、調理員の方までお願いをして、11人体制で実施をしておりました。

これまでも夏休みにつきましては、支援員、アシスタントの方をメインにお願い
しておりました。ちょうど夏休みはその方たちも勤務がありませんので御協力を
いただいていたのですが、開設の時間が朝早くから夕方遅くまで延びたという
ことありまして、昨年の夏も、支援員、

アシスタントの方で、早い時間はちょっと無理ということであったり、夕方遅くはちょっと困りますというような方もありましたので、その辺で確保が非常に難しい状況にはなりました。ですが、今後も、学校のそういった方たちをメインにお願いをしていこうとは思っておりますが、なかなか昨年も本当にぎりぎりでしたので、難しい状況ではあります。以上でございます。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 春休みのみの利用の中で、希望者が少ない場合にどうかという御質問でございますが、御存じのように、通年で御利用の方については春休みも利用していただいております。そんな関係で、枠があればこれは受け入れをするということはやぶさかではございませんが、春休みのみの利用という利用料の体系が組まれておりませんので、そこら辺をどうするかというのをちょっと検討しながら、ほかの通年利用の方の差というのは出てくるかというふうに思いますので、検討をさせていただき、受け入れのできる方向を考えていきたいというふうには思います。

それから、公共料金につきまして、水道事業会計、これは公営企業事業でございますので、いわゆる商売でございます。金もうけをするというのは、もうけ過ぎじゃなしに、公共料金という形の中で運営費をいただくということでございますので、どうしても運営費負担という意味では、料金をいただかざるを得ないというふうに思っております。それをなしにして、一般会計等からの繰り入れだけでやっていると、こちらの財政が破綻してしまうということにもなりかねないということでございますので、そういった意味では、料金の負担というものはこれからも利用をお願いしていきたいというふうに思っております。

ただ、せっかくの施設でございますということで、先ほどもありましたふれあいセンター等の話、これと水道事業とはちょっと利用が違うと思いますが、いずれにしても、何とか維持する、つくった目的に沿って使っていただくということでは同じことであろうかというふうに思っておりますので、水道の事業会計につきましても、今、人口が減少して非常に厳しい状況でございますので、水道をもっと使ってほしいなと思っているのは現状でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、公務員の任用の関係につきましては、地方公務員法で厳格化されてきているということでございまして、臨時職員については会計年度任用職員ということで、今までと同じような1年単位の雇用ということには違いないと思っておりますが、現状、長期にわたって勤めておられる臨時職員の方がおると。こういった方につきましては、やはり民間の今の改正の関係も準じて、同じような待遇をしていかざるを今後得なくなるんじゃないかというような思いはしておりますので、そういう方向にも対応できるように考えていきたいというふうに思っております。

それから、定数につきましては、平成29年10月1日現在134人が正規職員として勤務してお

るようでございます。

それから、時給のアップにつきましては、やはり財政状況等がありますので、簡単に上げるということになりますと、それが経常経費に非常に響いてくるという状況もございまして、そこら辺を検討しながら、何とかできる限りのアップを図っていきたいというふうに思っております。その点、御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（子安健司君） 再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 放課後児童クラブの春休み、冬休みのみということでは、結局、条例改正をしないかということになると思うんですが、幾らにするかという検討も必要かと思いますが、ぜひことしの冬休み、ちょっと冬は短いので預けられるかどうかわかりませんが、冬休みに間に合うような形でぜひ検討を進めていただきたいと思っております。

公共料金の値上げの件ですが、先ほども言いましたが、実質賃金がこの5年間ですごい下がっておりまして、2012年から2017年度では、年間15万円も減っているそうなんですね。厚生労働省の資料によりますとということで新聞記事があるんですが、実質、家計消費も20万円減少したということで、結局、今まで中間層と言われた人たちがもう本当に貧困層に落ちてきているということが今の日本の非常に問題になっているわけですね。そうした中で、先ほど水道の話をされましたけれども、実は、50歳代の女性の方から、関ヶ原町は水道料が高過ぎる、もう関ヶ原町を脱出したいというふうに怒って私に言われたんですけども、やっぱり働き盛りの世帯で収入が減っているということは、本当につくづく私も感じているんですね。ましてや水道なんていうのはお年寄りの方も基本料金を払わないかんわけですから、やっぱりなるべく安く抑えるというのが私は行政としての責務だというふうに思っています。

それで、先ほど、前期計画の中で使用料、利用料の見直しというところは町有施設の利用料だというふうに言われましたが、水道料金は入っていないというふうに理解しているのかどうか。使用料、利用料の見直しという中に、水道料金が含まれていないのかどうか、そのことだけ確認させてください。

それから、職員の処遇についてですけれども、一つは1年を超えて、意欲のある方には頑張っていたきたいということで、その辺はどういうふうにできるか検討したいという前向きな答弁をいただきました。それは大変ありがたいことなんですが、やっぱり正規職員と同じ仕事をしていてもなおかつ格差があると。ここは、1年を超えて雇ったとしても解決できない問題だと思うんですね。役場の中途採用ということも今までもあったと思うんですが、私はやっぱり、試験を受けるかどうか、そういうことも含めて、そういう中途採用ということも含めて、正規職員に引き上げるという道をつくるべきじゃないかと思っておりますが、その辺を伺いたいと思

います。以上です。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 条例改正の話が出ました。確かに、条例について検討していかないかんというのは思いますので、ただ冬に間に合うかどうかはちょっと確約はできないと。といいますのは、やっぱり冬休みですね、一番問題は。冬季期間中の正月の前後のお休みですね。その前後、この幅が非常に紛らわしい。休みの関係で動く関係があって、これにどうやって対応するかというのは非常に難しいなというふうに思っています。そんなことも御理解いただきたいと思います。

水道料金につきましては、関ヶ原町は高いと。確かに西濃地域の中では、池田に次いでかな、最近ちょっと調べていない、池田のをちょっと調べていませんが、池田と同じように高い状況でございます。これは、水道水を製造する原価が、関ヶ原町の場合は、表流水をとって、汚れを取る、滅菌する等の作業が非常にかかるということで、コストが非常に高いということから、このような状況になっておりますので、その点は御理解いただきたいというふうに思っています。

水道料金につきましては、5年前ですかね、料金の見直しをさせていただいたところがございます。実際、そのときも非常に大きなアップ率をしたというふうに記憶しておりますが、それでも現実には黒字になっていないという状況でございますので、何とか維持をしながら進めていきたいなど。その赤字の部分の補填を何とか圧縮する方向で今努力をさせていただいております。それでも何ともならんようになったときには、やはり御負担をお願いしなければならないときが来るかと思っておりますけれども、できるだけ頑張っていきたいというふうな思いでおるところでございます。それで、見直しということについても、今の時点では、課題とはなりませんけれども、できるだけやりたくないという思いではおります。

それから、処遇の改善の関係で、中途採用、これにつきましては、やっぱり正規職員の必要数というものが問題になってくるかというふうに思っております。その中で、人材が必要になったということであれば、中途採用での職員採用というのもあろうかと思っておりますが、やみくもに今おる臨時の人を枠があいているから、枠を広げていっぱいになるまで採用していくんかという、将来計画も含めてそれはできないことではないかなというふうに思います。そこら辺は、状況を鑑みながら決めさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。今、言いましたように、中途採用はやらないという意味じゃないですので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（子安健司君） これで5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番 楠達男君。

[8番 楠達男君 一般質問]

○8番（楠 達男君） 8番 楠でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問項目は1点であります。

役場組織の機構改編並びに関ヶ原病院の診療所への移行から1年、現状と課題について伺いたいと思います。

質問の要旨であります。

今3月定例会は、関ヶ原町の平成30年度の事業と予算を決める重要な議会であります。関ヶ原町の将来に責任を持つ町執行部と議会は、決意を新たにしなければなりません。私は、その認識に立って伺いたいと思います。

第1に、昨年4月より役場の組織改正が行われ、副町長制の導入と企画政策課が新設をされました。その目的は、関ヶ原町が抱える多くの課題に対して、町民のための事業を迅速、着実に進めるための組織改編、強化であったと私は考えております。町長は、組織改正1年たって何が変わり、何が成果であったとお考えか伺いたいと思います。また、トップとしての今後の課題をどのように考えておられるのか伺います。

次に、県から出向され、関ヶ原町政のために尽力していただいている柴田副町長に敬意を表するものでありますが、そこで、着任以来1年が経過しての感想と、これからの抱負をお聞かせください。

第2に、一昨年2月、関ヶ原病院長として赴任され、病院改革と経営改善に尽くされ、平成29年4月1日からの診療所移行後も、所長として診療所経営に邁進されている島崎所長に深甚の敬意を表するものであります。何より、関ヶ原町長として、町の最大の懸案の一つであった病院改革を断行された西脇町長の指導力についても評価をするものであります。そこで、診療所、また院外薬局に移行して1年が経過しますが、平成29年度の決算見込みと、今後の病院経営の課題は何か、また職場の状況、問題点は何か、医師、看護師、職員の声、要望はどうか伺いたいと思います。以上です。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、お答えをさせていただきます。

組織の改編では、副町長の設置や内部組織の改編を実施させていただき、1年間取り組んで

まいったところでございます。副町長については、岐阜県から来ていただき、グランドデザインのみならず、県との連携を図る各種事業において、町とのパイプ役を務めていただくとともに、行政事務への指導など、私にとってもよい刺激となり、今後も期待をいたしているところでございます。

内部組織では、企画政策課と健康増進課の創設をいたしました。また、病院を診療所として再スタートさせていただいたところでございます。平成23年度以降、策定されていませんでした、将来、町の目指す町の姿を明確化する総合計画を1年間かけて策定に重点を置き、本年度末に策定を終えるところでございます。企画部門と財政部門を一体にしたことにより、職員がより主体となった総合計画の策定や、その計画と連動させた効率的な予算編成につながったと思っております。地域包括を柱にした医療・福祉・介護の連携強化の施策を重点に取り組んできたところでもございます。何が成果であったかということについては、今後取り組んでいく方向性、土台が明確になってきましたので、成果はこれから出てくるものと考えておるところでございます。

診療所につきましても、1年間やってきたことの検証を行い、より効率的な運営につなげていけるものと考えております。

今後の課題につきましては、グランドデザイン事業が進み、ビジターセンターの基本計画が固まって、来年度の後半には工事が始まる予定であることから、町の活性化に向けて、観光客等へのおもてなし体制の構築と充実を進めなければならないと考えております。また、総合計画に基づく事業を着実に実行するためにも、的確に財政状況を把握し、財源の確保をどうしていくのかなど課題は尽きませんが、一つずつでも確実に実行していく所存でございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次の副町長への御質問と診療所に対する御質問につきましては、この後、柴田副町長と小林診療所事務局長からそれぞれ答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） 柴田副町長。

○副町長（柴田安寛君） 副町長に就任して1年が経過しての感想と、今後の抱負についてお答えをいたします。

副町長として着任以来、間もなく1年となりますが、この間、自然に恵まれた土地であること、歴史と伝統があること、人が優しいことを折々に感じてきたところでございます。また、交通の便がよいこと、製造業に力があること、農林業で頑張っている人がいること、それから観光に事業者のみならず、ボランティアとしてかかわっている人たちや団体が数多くお見えになるということは、関ヶ原町独自の特性、財産であると感じております。

行政面では、この1年で印象的だったことは、まず職員に非常に現場の対応や緊急時の対応の力があるということです。例えば台風の際に、危険箇所を直接見回り、時には現場対応など

まで行ったり、水道施設のふぐあいがあった場合には、まず職員が現場確認と応急対策を行ったり、イベントの設営から運営まで、職員が中心となって行っているといったことは、関ヶ原町ならではの点だと思います。そして、限られた職員の中で、業務がスリムに行われており、小回りがきくということもあります。例えば子育てコミュニティーの旧北保育園から旧幼稚園への移転は、方針が決まった後の実施段階では、非常にスピーディーに進められたというふうに感じております。

一方で、限られた職員数ということで難しい点もあるということも感じております。そのため、事業がより効率的・効果的になるよう、また職員も働きやすく、意欲を高めて力がより発揮できるよう、常に実施方法や制度などの改善を図る視点を持って進めていく必要があると考えております。

今後の抱負としましては、実施計画の案にもあるとおり、さまざま課題、施策がある中で、特に今後の持続的な住みよいまちづくりのために、今必要なこととして、インフラを含めた公共施設の維持、補修、再整備の方針を検討し、公共施設等総合管理計画の個別計画に具体的に定めていくことや、関ヶ原古戦場ランドデザイン事業を関ヶ原町の地域の豊かさにつなげていくための戦略と具体的な方策が重要ではないかと考えておりました。県職員として携わった仕事での知識やつながりも生かしつつ、職員の力が最大限に発揮されるように、また関係者や住民の皆様の御協力、参画もいただけるよう、仕組みや進め方をよく考えながら、大変微力ではありますが、町長を支え、引き続き、関ヶ原町政の推進に努力していく所存でございます。引き続き、御支援賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（子安健司君） 小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） それでは、平成29年度の決算見込みですが、患者数は、医師が減少したにもかかわらず、1日の外来患者数は昨年度より増加し、入院も1日当たりの単価が当初見込みより増となりました。診療収入は、約6億500万円から約7億円の増収となりました。現在は、病棟、整形外科、循環器内科等の赤字分と、起債、リース分を繰入金にて対応させていただいておりますが、今回の3月定例会の補正予算で収入増となることから、繰入金を2,500万円減額させていただきました。また、院外薬局に移行して3カ月が経過したところで、薬の在庫調整などの処理がようやく終わり、収支予測を立てると多少の繰越金が出る見込みです。

続きまして、病院経営の課題は何かですが、2月末現在の病棟稼働率が1日当たり10.2人で、病棟を維持するための人件費等の赤字補填が必要です。外来業務も、病院時代と同じ業務がそのまま移行されており、その中でも健診業務は内科医師が減少したことによる業務負担増や、乳がん検診においても、機器の老朽化に伴い今後維持できないことや、外科医師1名では施設基準をクリアできないことから、次年度から、診療所での乳がん検診は取りやめる予定でいま

す。

以上のことから、どうしても減収となってしまいます。また、今後、早急に診療所とやすらぎが保健・医療・福祉の連携を検討し、病院時代の業務を規模縮小した職員でこなしていくことは不可能であります。診療所とやすらぎ全体の中で、人事交流や業務の見直しを行い、増収を図ることが必要と考えています。

職場の現状、問題点は何かですが、2月下旬に職員に無記名で診療所になって約1年が経過しての問題点や課題を提出してもらいました。その中で、業務の改善点がいろいろ出てまいりました。病棟内での問題点や、技師を削減したことによる放射線機器の共同利用時の対応問題等、多数出てまいりました。また、相談室がなくなったことによって、病診連携や相談業務を外来看護科長が対応していることから、業務負担増となっております。また、現在、訪問看護を診療所とやすらぎが両方で行っているのを1カ所で運用できないかなど、今後は、やすらぎとの連携の中で、働き方改革を含め、対策を講じる必要があると思います。今回、上がってきた諸問題を一つ一つ対応していく予定でありますので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔8番議員挙手〕

8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 再質問をさせていただきます。

平成29年3月の定例会におきまして、町長は、副町長制の導入に伴い、首長としてのトップセールスと外交を積極的に行うというふうに答弁をされました。さらに具体的に、企業誘致、あるいはスーパーの誘致、住宅問題についての関係機関、業者にもお願いに行く、そして目標設定をするというふうにも答弁をいただきました。また、企画政策課の新設についても、問題ごとに各課からメンバーを集めてプロジェクト化し、取り組みを進めたい、企画課の職員だけで計画をつくり、おしまいはしないという答弁をされました。

話は変わりますが、岐阜県の古田知事は、海外への積極的なトップセールスを繰り返し行っておられます。そして、具体的な成果も上げておられます。また、近隣で言えば、最近の例で言えば、大垣市の市長は、大垣まつりのからくり人形の山車の宣伝に、市の観光協会と一緒に大阪駅でみずからはっぴを着て誘客宣伝活動を行っておられます。これは、たまたま私はケーブルテレビで、つい3日、4日ほど前に拝見したんですけれども、まさにトップセールスであります。そこで、こうした実践こそが極めて大事だ、必要だと思いますが、西脇町長の答弁されたトップセールス、企業訪問の実績はどうだったんでしょうか、実績を伺いたと思います。

また、各課職員によるプロジェクト化において計画をつくるという答弁に対しては、その後、

どうなっているでしょう、プロジェクトはつくられたのか、つくられたなら、どれほどの会議を持たれたのか、どういう方針が出されたのかを伺いたいと思います。

次に、最近、どこの企業、あるいは役所でも、現場第一主義ということが強調をされ、重要とされております。それは、現場にこそ問題点はありますし、成果もある。そのことをトップとして十分把握する必要があると思います。組織のトップは、常に現場の状況、住民の声、職員の意見を吸い上げる努力が必要であります。そこで、町長は、この1年、町の施設、町が管理運営している現場にどれだけ足を運ばれたのでしょうか。例えば診療所、歴史民俗資料館、不破関資料館、交流館、グラウンドゴルフ場、今須宿、保育園、学校等々に出向き、現場の実情、職員の声や悩みを聞く機会を持ってこられたか。私も時々こうした現場には行って声を聞くわけですが、申しわけないんですけれども、なかなか町の職員さん、あるいは町長も来ていただけないという声もあります。もちろん、多忙だと、公務があるということは承知していますけれども、そのためにも、議会答弁されたように副町長に来ていただいて、時間的な余裕ができた段階で、こうした現場回りをするというふうに答弁をされているわけですから、そういう点でのこの1年間の状況について伺いたいと思います。

次に、診療所についてであります。

診療所の運営については、島崎所長以下、医師、看護師、職員の皆さんが大変な御苦労と努力をされていることは十分承知しています。事務局長から答弁がありましたように、一定の部分について、計画に対しての増収だという部分もありまして、大変な努力をされていることに改めて敬意を表するところでありますが、にもかかわらず、結果的には、平成30年度の直診勘定予算では、一般会計から3億2,000万円の繰り入れとなっております。町の一般会計の実に1割近くを診療所に繰り入れせざるを得ない状況が続いているわけでありまして。毎年多額の繰り入れによる町財政は硬直化をしております。このまま改善されなければ、住民福祉、行政サービスや新規事業への投資ができなくなるという事態となります。

繰り入れ額3億2,000万円の内訳では、医業収益不足分は1億6,500万円、一方でMRI等、これまでの医療機器購入のリースを含めた償還金が1億6,300万円であり、この償還金部分は当然ですが、経営努力を超えた構造的欠陥、欠損であります。したがって、課題は医療収益部分の改善であります。つまり、平たく言えば、簡単に言えば、入りをふやして出をいかに減らすかということが収益の改善でありますけれども、昨年4月からの診療所化によって、シミュレーションが当時出されましたけれども、それに比べて、どれだけの収支改善が図られたのか伺いたいと思います。

診療所化で、病院改革が終わったわけではなく、これからも町民の命と健康を守る公立診療所として存続させるためには、改革の継続が求められています。当然だと私は思っております。診療体制の見直しも検討課題とすべきではないでしょうか、町長のお考えを伺いたいと思いま

す。また、診療所の現状について、あるいは課題について、町民説明会などが必要ではないでしょうか。診療所の現状について、現場では大変な御苦勞をされております。そのことを含めて、町民に情報公開を行い、今後の診療所運営に理解、協力を求めることが必要だと思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。以上です。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） まず、体制を変えたということでのトップセールス、これは正直言いまして、町内を中心に企業さんは、銀行さんであるとか、そういったところで情報交換をし、また関ヶ原へ来ていただける企業、どんな企業があるのか、現在の情勢はどうかというようなことは中心にお話をさせていただいているというようなことでございます。具体的に、こんな企業があるというような候補はなかったということから、町外の個々の企業さんには出向いてはおりませんが、そういった中で、やはり二、三、話を具体的にいただいて、現在進行形のものもあるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、町内の施設につきましても、具体的にいうと、グラウンドゴルフ場であるとか、歴民であるとか、町内の施設、たまにという形でのぞきながら、状況を見てきたところでございますが、今、思い返しますと、保育園は去年は行ったと思いますが、ことは行ってないかなというような感じでございます。いずれにしても、時間ができる範囲で、町内はできるだけちょっとの時間でも見に行くようには心がけているつもりでございますが、満遍なくということではできていないというのが現状かなというふうに反省をいたすところでございます。

それから、診療所につきましては、やはり去年の診療所を移行する段階で、有床でベッドを維持するという限りは赤字はやむを得ない、どうしても解消できないんじゃないかということでスタートをしたところでございますので、若干、想定よりも数字が厳しいかな、多いかなというような印象を受けますが、これは初年度であったためにいろんなことが改善する項目が出てきたということですので、今後、改善に向けて努力していけることではないかなというふうに思っているところでございます。

済みません。先ほど、プロジェクトの関係がちょっと抜けましたけど、プロジェクトについては、大きなものはやはり総合計画の関係でプロジェクトをつくらせていただいて、各課から担当職員等が集まりながら検討を重ねてきたところでありまして、ほかの分についても、やはり今後の都市計画の見直しの関係等で、まだ正式なものはないにしても、プロジェクト化して協議をしながら話を進めさせていただいてということで、もう一つ、公共施設の見直しの関係、これも取り組みを進めているそうでございます。そんな形で、今後、関ヶ原町は進めるべき課題が非常に多いということから、職員同士プロジェクトをし、企画政策課のほうで中心になりながら、そういった計画づくりというものは進めさせていただくということでございます。

それから、診療所の収支の改善につきましては、診療所にして1年がたったところでございますので、まだ詳しく中身の精査をしている状況ではございませんが、今後、見直しをしながら、収支の改善を図っていく必要があるかというふうに思っているところでございますので、今、来年度の予算として3億数千万円を見させていただきましたが、これがちょっとでも縮小にならないかということについては、収益の不足を改善するように努力してまいりたいというふうに思っているところでございますので、この点はもうちょっと時間をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、説明会につきましては、先般、老人大会で島崎先生が説明をしていただきました。これは、非常に好評であったというふうに思っておりますので、各地域において御要望があれば、そういったものをしていただくということはできるだろうというふうに思っておりますので、積極的にそういったものをやれるようにしていきたいと思っておりますが、町として、今たちまちに計画的に行政としてやるというところまで今計画を持っていませんので、診療所対応という形で進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（子安健司君） 再々質問を許します。

〔8番議員挙手〕

8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 答弁をいただきましたけれども、大変消化不良ですね。

もう一度原点というか、最初に戻りますけれども、副町長制をつくった目的は、みずからトップセールスをして、他の市町村に比べても、関ヶ原町は人口対策に対する問題を含めて課題が多い。そういう中で、県からの御協力もいただきながら、町長のやっぱりトップセールスがあり、あるいは企業訪問も含めて、そのための副町長制であったし、企画政策課の新設であったと思うんですね。今の答弁を聞きますと、何カ所かは回ったけれども具体的な成果はないんだというようなことですが、成果というのは、その行動に対して出るものなんですよ。それは、1年や2年でできないこともありますよ。ありますけれども、やっぱりトップセールスというふうに言われたんですから、具体的に町内には何カ所を回った、企業さんを回った、銀行を回ったと言われますけれども、町外にこそやっぱり行くべきじゃないですか。毎回、私は言っていますけれども、ここの塩漬けの土地が町有地で、そこそこの土地がある中で、ここに住宅政策なり企業なりということもあるんじゃないですか。そのためには、町内だけではなくて町外に積極的に行く。そのための副町長制として、自分が動きやすい体制をつくったんじゃないですか。

そういうことと言えば、先ほどの答弁で、とても私は納得できるものではないんですよ。県庁にも足を運びですよ、みずからですよ。企業にも訪問し、それでなきゃあ成果は出ませんよ、それは。町長室にいただけでは出ませんよ。やっぱり現場に足を運ぶ、具体的に企業さんを回

る、関係機関に協力をお願いしに行く。やっぱり、トップみずからがそういう発想と行動をしていただかないと成果は出ないと私は思います。ぜひその点については、この1年間の、成果もあったということでもありますから、その成果と反省を踏まえて、これからの町長の行動をぜひお願いしたいと思います。

それから、診療所の収支改善については、本当に院長以下職員、医師の方の努力は私は評価したいと思いますけれども、現にこれだけの繰り入れをせざるを得ない状況も一方であるんですね。しかも、公共の診療所として町民からの期待もあるし、役割も当然あるわけですが、問題は、やはり医療収益部分の改善、そのために入院施設のあり方についても一步踏み込んで今後は検討すべきではないかと私は思っています。だから、改革の継続ということをお私にあえて質問させていただいたんですけれども、いろんな御意見があるでしょう。幾ら赤字でもこのまま診療所は続けよということもあるかもしれませんが、町全体のこれから5年後、10年後、20年後のあり方について考えれば、診療所についてももう一步踏み込んだ改革なり収益改善ということが必要ではないかと思えます。

そこに説明会が結びつきますけれども、これは診療所の問題じゃないんですよ、診療所の問題はね。まさに、関ヶ原町全体の問題じゃないですか。それを島崎院長が老人大会で説明していただいたから、しかも各地区で要望があれば出向いてもらうなんていう話は私はおかしいと思いますよ。町の診療所であるわけだし、財政的にも非常に厳しい中で、それこそ町長みずからが各地区に出向いて説明する、情報公開する、そして住民の皆さんに理解をしていただく、そういうことが必要じゃないですか。そのために副町長制をつくった一つの動機ではないんですか。町長一人ではいろんな公務がある、ましてグランドデザインとか、関ヶ原町においては、他町と比べても非常に町長の行動が多いからということで、副町長に来ていただいて、実務的なところではお任せをする、みずからは現場へ出向く、トップセールスする、そのことのための制度改変、組織改編ではなかったんですか。診療所の問題について、診療所に任せるなんていう話は私は到底納得できるものではありませんし、このことについて、ぜひもう一度伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 診療所になったの現状の説明ということでございますので、これは現状をお知らせするということは大事なことだというふうには認識をいたしておるところでございます。その中で、やはり先ほども言いましたように、担当課同士の中で説明を行うという中心で考えておりましたが、町としてどうこうするということはやぶさかではないというふうに思っていますが、例えば現状、今こんな状況ですよという説明の中で、やれる範囲というものを吟味しながら進めていく必要があるかというふうに思っているところでございます。また、例えば広報紙等で現状のお知らせをすとか、そういったことも考えていく必要があるんじゃない

ないかなとは思いますが。そういうことで御提案がございましたので、診療所だけじゃなしに、全体としての取り組みも検討させていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

あとは御提案ということで、十分に今後検討しながら、動きを加速していきたいというふうに入りますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（子安健司君） これで8番 楠達男君の一般質問を終わります。

日程第3 議案第15号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第3、議案第15号 指定管理者の指定についてを議題といたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第16号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第4、議案第16号 関ヶ原町総合計画の基本構想及び基本計画の策定についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 議案第16号 関ヶ原町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について、私は反対の立場で討論を行いたいと思っております。

まず第1に、基本目標5. 心豊かな人を育てるまちづくりの(1)に、児童・生徒の減少等の環境変化に応じた学校施設のあり方について検討しますと述べられております。町長は所信表明で、今須の小・中学校の統合について明言されました。つまり、この計画に沿うということでもあります。

〔「誰が明言したんや、誰もしておらんよ」の声あり〕

つまり、この基本目標2は、この今須の問題だと思います。それで、関ヶ原町全体の少子化を見たときに、近年、年に30人も子供が生まれていない、そういう状況を見たときに、この今須の統合の問題ではなくて、町全体の問題だと私は思います。いかに若い世帯をふやしていくかということのほうに課題であって、統合すればますます少子化に拍車がかかり、課題を解決することに逆行するものと思います。

反対の理由2つ目には、前期基本計画の第6章、住民と行政が協働するまちづくりの5項目めに、(3)自主財源の確保のところに、受益者負担の原則に基づく使用料、手数料の見直しを掲げられています。住民と行政が協働する前提として、住民と行政がお互いに信頼し、住民が主権者として存在しなければ成り立ちません。受益者負担の原則を盾に使用料、手数料の見直しをするといういわゆる住民負担をふやすことは、住民との信頼を損ねることになり、協働の関係にも冷や水をかけることになりかねません。以上の2点の理由で反対といたします。

○議長（子安健司君） 済みません。ただいま統合について町長が明言をされたという文言がございましたが、それはそのままよろしいですか、田中議員。

○5番（田中由紀子君） 検討をする。

○議長（子安健司君） いやいや、田中議員が言われたんですけど、それはそのままです。

○5番（田中由紀子君） 統合について、しゃべられたという。

〔発言する者あり〕

○議長（子安健司君） 「明言」という文言を取り消されるか、訂正をされるか。

○5番（田中由紀子君） 「明言」は取り消します。触れられましたということによろしいでしょうか。統合について触れられたという。

〔発言する者あり〕

触れられたから、この基本計画はこのことやなということと言っただけです。

〔「それを検討するということは、総合計画の中でやっちゃいけないんです」の声あり〕

だから、私は反対の立場やと、統合には反対の立場なので、その計画には賛成できませんということですね。

〔発言する者あり〕

○議長（子安健司君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時12分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

〔挙手する者あり〕

田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 恐れ入ります。ただいま、関ヶ原町総合計画基本構想及び基本計画の

策定について反対討論をいたしましたでしたが、その中で、町長の所信表明の中で、今須の小・中学校の統合について明言されましたという表現をいたしました。これは正しくありませんので、触れられましたというふうに訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ただいま5番 田中由紀子君より、発言の訂正、取り消しをしたいという旨の申し出がありました。お諮りいたします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第17号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第5、議案第17号 関ヶ原町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第18号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第6、議案第18号 関ヶ原町職員の自己啓発等休業に関する条例の

一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第19号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、議案第19号 関ヶ原町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第20号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第8、議案第20号 関ヶ原町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第21号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第9、議案第21号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第22号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第10、議案第22号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第23号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第23号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第24号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第24号 関ヶ原町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第25号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第25号 関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第26号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第26号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第27号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第27号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それでは、私は、議案第27号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、介護保険料基準額を月300円、年間にして3,600円の値上げをするものです。3年に1回の事業計画の中で、これで3回連続して値上げされることとなります。前回の値上げ後、県に3,000万円の借金を返しました。なおかつ、今年度は、8,000万円の黒字の見込みが報告されております。なぜ、こうした中で値上げなのでしょう。消費税10%増税を前提にしたものでありまして、もし増税されなければどうするつもりなのでしょう。また、この保険料ですけれども、民間の掛け捨て保険に比べても異常に高いものと思います。ぜひ8,000万円の黒字を使って、保険料は据え置くのが当然だと思います。以上の理由で反対といたします。

○議長（子安健司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 私は、議案第27号 平成30年度関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の保険料の見直しについては、平成30年度からの介護保険制度の改正に伴うものであります。近年、年金、医療、介護といった社会保障給付費は年々増加し続けており、平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、介護や医療ニーズがさらに高まることが予想され、ふえ続ける社会保険給付費を抑える観点により改正が行われ、介護報酬の改定も行われるところであります。本町における高齢化率は、2018年2月現在37.7%とさらに高くなっており、今後、地域の高齢化状況等の実情に合わせた地域包括ケアシステムをさらに推進していくことが求められます。

このような中、平成30年度より開始される第7期介護保険計画における保険料算定は、国の介護報酬の改定にあわせ、第1号被保険者負担割合を22%から23%とし、介護報酬が給付費に影響する部分として、平成31年10月から消費税率10%とする消費税率等の見直しを勘案し、影響した額、さらに介護職員への処遇改善を見込まれ、今後の円滑な介護保険事業の運営を考えると適正な保険料額であることにより私は本条例案に賛成するものです。

先ほど、民間の一般介護保険の金額より、反対討論の中で高いという表現がされましたが、保障内容等のことがきちっと精査されていないにもかかわらず、そのような発言をされたことを一言申し上げまして、皆様方の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（子安健司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時35分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第16 議案第28号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第28号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第29号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第29号 関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第30号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第30号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第31号について（討論・採決）

- 議長（子安健司君） 日程第19、議案第31号 関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
- これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第32号について（討論・採決）

- 議長（子安健司君） 日程第20、議案第32号 関ヶ原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
- これより討論を行います。
- 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第33号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第21、議案第33号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第34号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第22、議案第34号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第35号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第23、議案第35号 関ヶ原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第36号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第24、議案第36号 関ヶ原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第37号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第25、議案第37号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第38号から日程第38 議案第50号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第26、議案第38号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会

計への繰入れについてから日程第38、議案第50号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

この13議案につきましては、予算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、ここで委員長より、審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 楠達男君。

○予算審査特別委員会委員長（楠 達男君） それでは、予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第38号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入れについてから議案第50号 平成30年度関ヶ原町水道事業特別会計予算までの13議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、定例会初日において設置され、議案の付託がなされた後、平成30年3月9日、役場委員会室において午前9時より予算審査特別委員会を開催いたしました。

出席委員は、谷口副委員長、田中委員、中川委員、松井委員、澤居委員、室委員、川瀬委員の各委員、そして私、楠でございます。欠席委員はございませんでした。

会議事件説明のため出席を願ったのは、西脇町長、柴田副町長、吉田監理官兼企画政策課長を初め所管の各担当課長で、職務のための出席者は子安議長、吉森議会事務局長、岡村書記であります。

審査は、執行部担当所管から説明を聴取するなどして、予算内容について慎重に審査を行いました。予算審査の結果、本委員会に付託を受けました13議案の採決の結果は、議案第41号 平成30年度関ヶ原町一般会計予算及び議案第45号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計予算は、賛成多数によって原案のとおり可決され、その他11議案についても、全会一致をもって、いずれも原案どおり可決するものと決定し、午後5時8分に予算審査特別委員会を終了いたしました。

なお、附帯意見として、次の事項を十分留意して取り組まれることを求めるものであります。

本町の人口は、今後ますます減少していくと予測され、経済規模の縮小や税収の減収などの影響が懸念をされます。また、少子・高齢化に伴う社会保障費関係の増大や関ヶ原古戦場グランドデザイン事業により新たに整備される施設の維持管理など、経常経費の増嵩により一層の一般財源の圧縮が予測される中、安定した町民サービスを維持するためにも、より計画的かつ堅実な財政運営が求められます。このような状況下において、平成30年度よりスタートする関ヶ原町総合計画に掲げられた施策を着実に進め、行政課題が複雑化している町民ニーズを捉えながら、住民の福祉の増進を図り、関ヶ原町の特性を踏まえた地域づくりを進めていく必要があります。

今後、財政状況はさらに厳しさを増すことが見込まれることから、持続可能な行政運営を目

指していくために、各課においても従来に増して柔軟な連携と一体的、または複合的に各種施策に取り組まれることを望みます。また、これまで整備されてきた公共施設において、施設の設置目的や利用状況を踏まえ、統合、または廃止を進めていくことに注視され、各施策事業の実施に当たっては、施策の必要性、緊急性等を十分吟味し、限られた財源の中で適切な配分を行うとともに、国・県、公益団体等の財政支援、将来に備え積み立ててきた基金や地方交付税措置のある町債などを計画的に活用され、事業の推進を図られることを望みます。

以上、本委員会の審査において出された各意見においては真摯に受けとめていただき、今後の財政状況等を見きわめつつ、計画的な執行を図られることをお願い申し上げ、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。以上でございます。

○議長（子安健司君） 委員長報告に対し、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより順次、討論・採決を行います。

日程第26、議案第38号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第39号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第40号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについての
討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありません
か。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第41号 平成30年度関ヶ原町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 私は、議案第41号 平成30年度関ヶ原町一般会計予算について、反対
の立場で討論を行います。

平成30年度の新規事業は、農業6次産業化への支援、歴史民俗資料館改修事業、高齢者温泉
利用料への助成、空き家対策、移住対策、今須の複式解消など7事業です。そのうち、歴史民
俗資料館の改修のための設計委託料1,000万円が出されています。この歴史民俗資料館改修は、
当初の古戦場ビジターセンター構想から事業規模が何倍にも変更された中で付随する事業です。
関ヶ原古戦場ビジターセンターは、県事業でありながら町民にしわ寄せが来ています。温泉利
用料への助成は大変ありがたいし、活用していただきたいと思いますが、なお弱者にとっては、
池田温泉に行くハードルが高いというのが現実です。予定していた子供の公園もないがしろに
され、楽しんでおられたゲートボール場まで移転となりました。これらは、全て古戦場ビジタ
ーセンターを大幅に広げた結果に起きたものです。町民の犠牲の上の事業では、町民の理解は
得られないと思います。歴史民俗資料館は再来年には億単位の改修費が予想されるとのこと、
しかし町民の願いは、暮らしや福祉を守ってほしいということであり、また町にとっては、少
子化対策や人口対策にもっと力を入れるべきだと思います。以上の理由から反対といたします。

○議長（子安健司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 私は、議案第41号 平成30年度関ヶ原町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成30年度関ヶ原町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ36億4,080万円とする前年度対比1,200万円の減額の予算になっております。歳入を見ますと、人口減少並びに少子・高齢化の影響もあり、町税の減少、さらには社会保障関係経費の増加が見込まれることなど、自主財源の確保が難しく、依存財源に頼らざるを得ないこともあり、引き続き厳しい財政状況にあります。平成30年度関ヶ原町一般会計予算は、関ヶ原町総合計画に基づく事業の推進や関ヶ原古戦場グランドデザイン事業の推進、診療所の経営安定化、水資源の確保、また高齢化が進む関ヶ原町において、健康で生涯暮らせるまちづくりに向けての環境整備など、限られた財源の中で安定した町民サービスの提供を踏まえた予算であります。

関ヶ原古戦場グランドデザイン事業については、今後、人口減少や地域経済の縮小などに対応するため、行政だけでなく、町民が一丸となって地方創生を進める必要があります。古戦場の町としての価値を高める上で重要な政策の一つであると考えます。また、歴史民俗資料館改修の件であります。県が整備予定の古戦場ビジターセンターとあわせて、町民がボランティアなどで活躍できる拠点の場として、さらに教育旅行の中核施設として歴史民俗資料館を改修する必要があると考えます。

よって、本予算案は、今後の財政状況を勘案し、財政の安定化を図るとともに、町民の福祉と地域の特色を生かし、真に必要なことを重点とした新年度予算と考えます。本町では、多くの事業や諸問題が山積しております。今後とも、予算執行については適正に執行され、的確に事業が遂行されるようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（子安健司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第41号 平成30年度関ヶ原町一般会計予算を採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第42号 平成30年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第43号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第44号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第45号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 先ほど、介護保険条例改正の中で反対討論を述べました。介護保険料が値上がりするため、この会計にも反対をいたします。

○議長(子安健司君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

9番 川瀬方彦君。

○9番(川瀬方彦君) 私は、議案第45号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、議案第27号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について賛成討論をさせていただきましたが、同じく本予算は、今後の円滑な介護保険事業の運営を考えると、第7期介護保険計画に基づき適正に作成された新年度予算と考え、私は本予算案に賛成するものです。ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長(子安健司君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

ないようですので、これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計予算を採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

賛成多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第34、議案第46号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第35、議案第47号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第36、議案第48号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第37、議案第49号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第38、議案第50号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第39 町議第1号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第39、町議第1号 関ヶ原町議会議員定数条例の一部を改正する条例については、議会改革特別委員会へ審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長 松井正樹君。

○議会改革特別委員会委員長（松井正樹君） 議会改革特別委員会委員長の松井正樹でございます。

それでは、議会改革特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る平成30年3月8日、第1回議会改革特別委員会を役場委員会室において、田中委員、中川委員、澤居委員、楠委員、室委員、川瀬委員、谷口委員、そして私、松井の委員全員の出席により、午前9時より開催いたしました。

職務のための出席者は、子安議長、吉森議会事務局長、岡村書記で、傍聴者はありませんでした。

それでは、会議結果の趣旨を申し上げます。

本定例会初日に付託されました町議第1号 関ヶ原町議会議員定数条例の一部を改正する条例について慎重審議を行いました。

付託されました今回の改正議案は、次の一般選挙から、現行の定数9人から8人に削減するものです。提案者からの説明があったように、平成17年5月臨時会において、定数12人を9人とする条例案が可決されており、以後、見直しが行われていない現状があります。定数削減については、町行財政改革の視点等により、これまで全員協議会の場で何度か議論が重ねられております。地方議会は、地方公共団体の意思決定における責任や執行機関に対する監視機能と

いった点において、その責任の重さや機能がますます大きくなっていることは申し上げるまでもなく、定数削減については、今後、議会が果たすべき機能に大きくかかわってきます。

当委員会としては、これらのことに注視し、各委員からの意見を伺ったところであります。委員の意見として、人口減を議員定数に結びつけて考える根拠に弱い点や、現状の定数を確保しなければ、住民の声を行政や議会に反映させることに弱くなり、今後、若い人たちが出にくくなるため、地域、男女、世代間の問題等、町民の意見を聴取し、多様な意見が出にくくなるのではないかとといった反対意見もありました。

一方、町行財政改革の部分において、財政面から財源を削ることも含め、議会がみずから身を削り、範を示すことの必要性や現在の町の人口規模の観点から、決して議員1人当たりの住民数は多くないとの意見もあり、現状の9名を維持しなければ町民の負託に応えられないとする根拠もないわけであり、むしろ今まで以上に町民に目に見える形で行動し、議会、議員として調査能力の向上への取り組みなど、議員活動を活発化することの必要性があるという意見もございました。

これらの意見を踏まえ、審議を重ねた結果、当委員会としては、町議第1号 関ヶ原町議会議員定数条例の一部を改正する条例について採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきとの結論に達しました。

最後に、当委員会といたしまして、今後、町民により理解を得られる議会運営とするため、継続し調査・研究を推し進める必要があるとの全委員からの意見もあり、本会議において、引き続き、閉会中における継続調査を申し出することを決定し、午前9時43分に閉会をいたしました。

以上、議会改革特別委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れ等がございましたら、他の出席委員から補足説明をお願いいたします。以上であります。

○議長（子安健司君） 委員長報告に対し、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それでは、町議第1号 関ヶ原町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

私は、5点の理由で反対をいたします。

1つは、若い人や新人が出にくくなる。

2つ目には、議員の仕事は、住民の声を反映させることとあわせて、行政をチェックすること。議員が少なくなればなるほどチェックが弱くなります。

3つ目には、賛成もあれば反対もあるという多様な意見が狭められます。

4番に、人口が減ったから議員も減らすとか、県内を比較してとかという理由で削減する提案説明もありましたが、全国を見ると、人口7,000人のまちは11人の定数が多く、逆に定数8人のところは人口2,000人から3,000人が多いという実態があります。8人の根拠は余りないに等しいのではないのでしょうか。

5番目、これまでも行財政改革の名のもとに定数が削減されてきましたが、現在、常任委員会活動は停滞し、逆に全員協議会がふえるという傾向にあります。本来、民生、そして産業それぞれの常任委員会がその分野に精通し、細かくチェックする能力を発揮することが求められています。議会という組織として機能がなかなか発揮されていない現状があると思います。定数が減れば、その委員会構成そのものが難しくなるのではないのでしょうか。

以上の5点について反対をいたします。

○議長（子安健司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。町議第1号 関ヶ原町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後0時07分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

追加日程第1、ただいま配付いたしましたように、議会改革特別委員会委員長から、会議規則第74条の規定による今後における議会改革に関する調査・研究のため、議会閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会改革特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（子安健司君） 追加日程第1、議会改革特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

これにて、本会議に付託されました案件の審議は全て終了をいたしました。

閉会前に町長より御挨拶があります。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 一言お礼を申し上げたいと思います。

きょう、平成30年度第1回議会定例会が今終わりました。本定例会におきまして、提案させていただきました平成30年度の一般会計予算を初め、諸特別会計の予算、またその他の条例改正等におきまして、それぞれ適切な審議を賜り、全て可決していただきまして本当にありがとうございました。

委員長からの御指摘にもありましたように、関ヶ原町は今人口減少もありますし、財政的にも非常に厳しい状況の中でございます。そのような中で、いかに町民がこの町に住んでよかつたと思えるような施策を展開していくかということが求められてくることだというふうに考えております。議員諸氏を初め、町民の皆様の御理解をいただきながら、町の活性化のために、全ての職員が一丸となりまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。この町の現状を何とかよくしたいという思いを実現させるため、よろしく御協力をお願い申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（子安健司君） 以上をもちまして平成30年第1回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時10分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 室 義 光

会議録署名議員 松 井 正 樹